

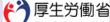
国が都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが
高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

原子力災害対策本部において策定（最終改正：平成27年3月20日）

平成26年4月以降の検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品（きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等）
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施

-
- ・各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
（対象以外の自治体における検査の実施を含む）
 - ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について（概要）」より作成 

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、実施されています。

2011（平成23）年3月11日に発生した福島第一原発事故に対応して、同年3月17日に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付で「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が取りまとめられました。

その後、検査結果、低減対策などの知見の集積、対策の重点となる核種の放射性ヨウ素から放射性セシウムへの移行、国民の食品摂取の実態などを踏まえた対象食品の充実、2012（平成24）年4月1日の基準値の施行などを踏まえて、食品の出荷制限などの要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限などの必要性の判断、出荷制限などの解除の考え方について必要な見直しが行われてきました。

2015（平成27）年3月には、2014（平成26）年4月以降の約1年間の検査結果が集積されたことなどを踏まえ、検査対象品目、出荷制限などの解除の考え方などについて必要な見直しが行われました。

（原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」2015（平成27）年3月20日に基づき作成）

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・4章 QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか
- ・4章 QA19 暫定規制値はどのような取扱いになるのでしょうか